

気候関連財務情報開示を巡る動向 —2017年中の動き—

プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン
2018年2月

1. 概要

(1) 全体的な流れ

▼議論の切っ掛け

- カーニーBOE総裁の問題提起: "Tragedy of the Horizon" (2015年9/29日)
 - 3つのリスク: 物理的リスク、責任リスク、移行リスクに整理。
 - 金融機関に対して、①金融市場へのインパクトが顕在化してからでは手遅れ、②時間の経過とともにリスクは深刻化と問題提起。

▼議論の本格化

- 2015年12月「気候関連財務ディスクロージャータスクフォース(TCFD)」創設。
 - ✓ ブルンバーク議長(元NY市長)の下、弊社も事務局として参画。
 - ✓ 企業による自発的な取り組みを前提として、課題を整理することが目的。
- 2017年6月「最終報告書」の公表⇒G20サミットへ報告。
 - ✓ 気候関連情報を財務諸表メインストリームとして開示することを推奨。

▼議論の具体化

- 2017年中に各種の動きが顕現化している(2. 参照)。

1. 概要

(2) 日本の動き

▼現状: 認識は高くない。

- 日本企業の気候関連情報の開示は、「低い」との評価。
 - ✓ 大和総研によると、グローバル1,100社と日本企業100社を比べた場合、開示比率が世界は2割程度、日本は5～10%程度。
 - ✓ 日本企業のうち、金融サービスでの開示はゼロ。
- ESG投資に関しては一定のプレゼンス。
 - ✓ 例えば、GPIFは「国連責任投資原則」に署名のほか、世銀グループと「債券投資とESGに関する共同研究」を実施。

▼先行き: 先送りリスクではなく、先取りチャンスを狙うべきではないか。

- 財務リスクとしての側面を有するとの認識を持って対応すべき？
 - ✓ ESGというより、資産価値に関するリスクの問題と捉える必要がないか。
- もはや気候関連情報開示の是非ではなく、方法論を議論すべき時期？

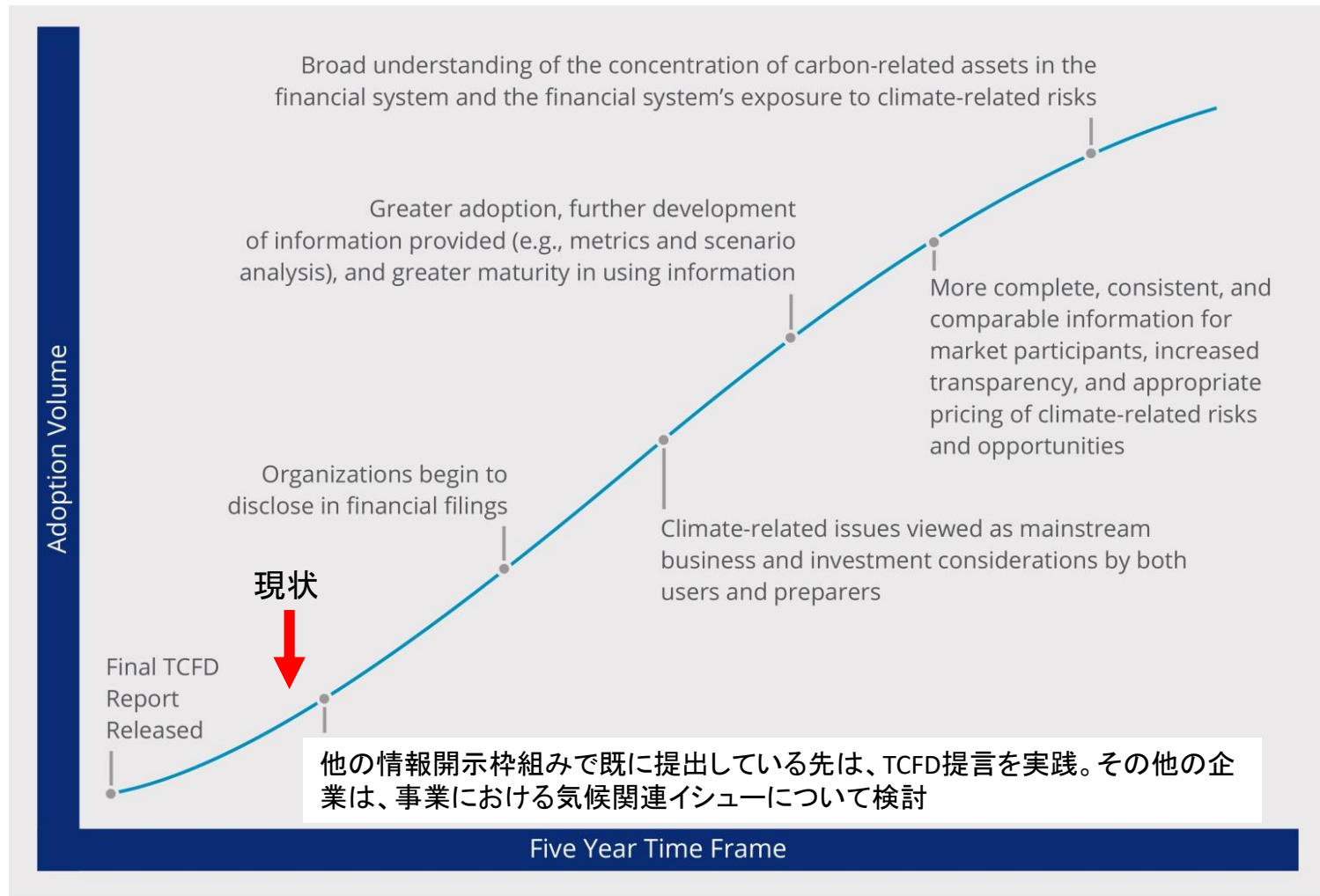
2. 2017年の主な動きと背景

	TCFD関連	その他関連する動き
3月	FSB⇒G20財務大臣・中銀総裁 会議報告	
6月	TCFD⇒FSB最終報告書提出 TCFDによる最終報告公表	13行によるTCFD提言への支持表明④
7月	FSB⇒G20首脳へ報告② G20首脳サミット① (G20ハンブルグ行動計画)	UEP IF11行による作業部会設置⑤ 【日本】GPIFIによるESG指数算定⑩
9月		EUサステイナブルファイナンス中間報告⑥
10月	TCFD・BOE合同カンファランス③	【日本】環境報告等ガイドライン改定検討会⑧
12月		8中銀のNetwork for Greening the Financial System⑦ 【日本】UNEP IF 東京会合開催⑨
1月		【日本】ESG金融懇談会開催(環境省)⑧

- TCFDは、2018年2Qまで、①アウトリーチ、②採用状況のモニタリングを実施。
- 海外では、TCFD提言の実施に向けた準備が徐々に広がっている。但し、既存アプローチとの整合性確保が課題。
- 日本では、TCFDそのものに関する金融庁・銀行の動きは目立たない(出遅れている)一方、環境省や保険会社が、より広い文脈で関与。

2. 2017年の主な動きと背景

(1) 普及・定着に向けたスピード感(レポート本文42頁)



2. 2017年の主な動きと背景

(2) 今後の作業における主な論点(レポート本文32～39頁)

- 既存の情報開示枠組みとの整合強化
- マテリアリティ評価と情報開示の掲載先
- シナリオ分析
- データの入手可能性と質及び、財務的インパクトとの関連性
- 投資関連のGHG排出量開示の意義
- 報酬基準への反映
- 会計基準設定機関との摺り合わせ
- 短期・中期・長期の時間枠の捉え方
- 開示当事者の範囲
- 気候関連開示における組織内連携の強化促進

3. 各主体の動向の補足

(1) グローバルレベル

① G20ハンブルグサミット

- (米国以外の)G20メンバーは、パリ協定が不可逆的なものである旨表明。先進国による開発途上国を支援するための国連気候変動枠組条約上のコミットメント達成の重要性を認識。パリ協定への強いコミットメントを再確認し、同協定を迅速に実施し、『気候変動・エネルギーに関する行動計画』に合意。
――米国連邦政府の姿勢に関わらず、世界的なモメンタムは維持。

② TCFD

- TCFDは2017年7月で「重要性の原則を反映し、気候変動関連の金融上のリスクに係る企業の任意の開示に関する提言を含む作業を終えた」が、2018年秋まで継続して活動を進め、提言の普及や適用事例のモニタリングを実施。
- 国内ルール化については最終的に各国政府が判断(最終報告書案では「自主的」とされている)。逆に、フランス法(エネルギー転換法第173条の情報開示ルール)のように義務化する法域も出てくるか。
――TCFD自身の活動から各国でのImplementationのステージに。

③ TCFD－BOEコンファランス

- 2日間に亘って、シナリオ分析等について議論。パネルはエネルギー業界主体。

3. 各主体の動向の補足

(1) グローバルレベル

④ FSB—TCFDへの支持表明

- 国際的企業100社超のCEOが、「気候変動は多くの産業セクターを超えて影響を及ぼしている。われわれはビジネスリーダーとして、気候リスクとオポチュニティに関する透明性を確保する役割を担っている」として、TCFD提言の支持を表明。
 - うち金融機関は、ANZ、BOA、Barclays、Citi、HSBC、ICBC、ING、MS、SC、State、UBSなど。日本から、住友化学、国際興業が参加（金融機関はなし）。
- 更に、12月、気候変動サミットにおいて237社が支持を表明。3メガ、東京海上および金融庁がサポーターとして名を連ねている。

⑤ 「気候関連リスク・機会の評価と開示を促進する作業部会」の設置

- 欧米11行は、UNEP FIと協調して、TCFD報告に沿った分析手法や指標等の開発作業を始めることを宣言。
 - 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)はUNEPと約200の金融機関の自主的な協定に基づく組織。環境保護・社会の持続可能性に配慮した金融事業を推進するため、調査・情報交換などを行う。
 - 参加11行(先駆者Vanguardと称賛)は、Citi、Barclays、ABZ、Bradesco、Itau、NAB、RBC、Santander、SC、TD、UBSなど。

3. 各主体の動向の補足

(2) 各国レベル(金融当局など)

※欧州が先行。米国は州レベルでの対応へ。アジアも参画。

⑥ サステナブルファイナンス推進に向けたハイレベル有識者会合(HLEG)

- 20名の有識者により2017年初より作業を開始、TCFD作業のEUの受け皿として期待(Thimann議長<仏AxaのChairman>はTCFD副議長)
- 7月に中間報告を発表。中で、TCFD提言とも統合的なものとして、プリンシプルベースの開示ルール必要性に言及。
- 今後、EUにおけるサステナブルな金融システム構築に向け、総合的な政策ロードマップを策定予定。2018年非財務情報報告指令改定を意識。

⑦ Joint Statement by the Founding Members of the Central Banks and Supervisors Network for Greening the Financial System

- 8中銀・当局(メキシコ中銀、BOE、BdF、オランダ中銀、Buba、スウェーデン中銀、MAS、PBOC)が、パリ協定の実現に向けて、金融業界における取組等を共有することを目的に設立。また、TCFD勧告に基づき適切に気候関連情報を開示できるように支援することを表明。
- 2018年4/6日、アムステルダムにおいて会合を開催予定。

3. 各主体の動向の補足

(3) 業界・企業レベル(例)

TCFD提言そのものに沿った開示は進んでいないが、関連する試みは徐々に進展。

(a) エネルギー業界

➤ BHP Billiton(Climate Change: Portfolioc Analysis2015)

- ✓ 3パターンのシナリオを基に2°C世界の下での事業構成を開示。その上で、生產品目別20年平均EBITDA内訳を3パターンで表示。
- ✓ 炭素価格の想定(2030年までの排出量目標と炭素価格の全体像)も明示。

(b) 金融機関

➤ ANZ(ANZ Corporate Sustainability Review 2016)

- ✓ 2°C目標を支持し、①顧客に対し低炭素経済に向けた移行支援を行うこと、②ステークホルダーとの建設的な対話へ取組むこと、③化石燃料産業への対応に言及。
- ✓ DDの一環で、顧客から①気候変動への取組方針、②低炭素技術への投資計画などの情報入手することを目指すことと例示。

3. 各主体の動向の補足

(4) 日本での動き

⑧環境省

- 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会(2017年)
 - ――目的は、国際的な環境情報開示の動向やESG投資の高まりを受けた、ガイドラインの改定の検討。なお、当該ガイドラインに基づく環境会計導入を行っている金融・保険会社は57社中20社(2015年)。
 - ――2017年3月に「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理」を公表し、3ヵ年かけて段階的に環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドラインの改定を行う予定。

- ESG金融懇談会(H30/1月～夏:非公開)
 - ――目的は、持続可能な未来の創造に向けた意思の共有と今後期待される役割についての意見交換。
 - ――直接金融にかかる業界団体、GPIF、東京証券取引所(銀行界からの参加は調整中)のほか有識者。

3. 各主体の動向の補足

(4) 日本での動き(続)

⑨ UNEPFI 東京会合開催(2017/12月)

- 東京でRegional Roundtable in Asia Pacificを14年振りに開催。
- 日本からは、①MS&ADインシュアランス、②みずほFG、③三井住友TH、④三井住友FG、⑤三菱UFJFG、⑥三菱商事UBSリアルティ、⑦損保ジャパン日本興亜、⑧日本政策投資銀行、⑨東京海上日動、⑩滋賀銀行が参加。

⑩ GPIF: ESG投資

- 日本株の3つのESG指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を3兆円規模への拡大を開始(2017/7月)。
- 持続可能な投資の促進に向け、世界銀行グループと提携し、「債券投資とESGに関する共同研究」を公表(2017/10月)
- なお、GPIFは2015年9月にESG(環境・社会・ガバナンス)の視点を責任投資原則へ署名済。